政令第百三十三号

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）附則第三十一条第四項第二号（同条第六項において準用する場合を含む。）、第三十一条の二第二項、第三十二条第五項第二号、第三十四条第二項、第三十六条第五項第二号、第三十七条第三項第二号、第三十八条第三項第二号、第五項第二号（同法附則第三十九条第四項において準用する場合を含む。）及び第九項（同法附則第三十九条第七項において準用する場合を含む。）、第三十九条第三項第二号、第四十一条第四項第二号、第四十二条第七項第二号、第四十四条第八項第二号並びに第五十条並びに同法附則第三十六条第三項において読み替えて準用する同法附則第十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による廃止前の農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号）第四十五条第二項ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令（平成十四年政令第四十五号）の一部を次のように改正する。

第七条の二の見出し中「平成二十六年度」を「平成二十七年度」に改め、同条中「平成二十六年度」を「平成二十七年度」に改め、「（昭和十三年四月二日以後に生まれた者に係るものに限る。）」を削り、同条第三号中「〇・九八六」を「一・〇〇九」に改め、同号を同条第四号とし、同条中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　国民年金法第二十七条に規定する改定率　一・〇〇八

第八条の二の見出し中「平成二十六年四月から平成二十七年三月まで」を「平成二十七年四月から平成二十八年三月まで」に改め、同条中「平成二十六年四月から平成二十七年三月まで」を「平成二十七年四月から平成二十八年三月まで」に、「〇・九五六」を「〇・九六九」に、「〇・九五四」を「〇・九六七」に改める。

第十条第一項第二号中「同法第四十三条の四又は」を「国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは」に改め、同条第五項中「平成二十六年四月から平成二十七年三月まで」を「平成二十七年四月から平成二十八年三月まで」に、「〇・九五六」を「〇・九六九」に、「〇・九五四」を「〇・九六七」に改める。

第十一条第一項中「同法第四十三条の四又は」を「国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは」に改め、同条第二項中「平成二十六年四月から平成二十七年三月まで」を「平成二十七年四月から平成二十八年三月まで」に、「四百八万八千四百円」を「四百十四万四千円」に、「四百七万九千九百円」を「四百十三万五千五百円」に、「二百五十二万五千二百円」を「二百五十五万九千五百円」に、「二百五十一万九千九百円」を「二百五十五万四千二百円」に、「二百二十八万四千七百円」を「二百三十一万千円」に改める。

第十三条第四項中「平成二十六年四月から平成二十七年三月まで」を「平成二十七年四月から平成二十八年三月まで」に、「四百八万八千四百円」を「四百十四万四千円」に、「四百七万九千九百円」を「四百十三万五千五百円」に、「二百五十二万五千二百円」を「二百五十五万九千五百円」に、「二百五十一万九千九百円」を「二百五十五万四千二百円」に、「二百二十八万四千七百円」を「二百三十一万千円」に改める。

第十七条第一項中「同法第四十三条の四又は」を「国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは」に改め、同条第五項中「平成二十六年四月から平成二十七年三月まで」を「平成二十七年四月から平成二十八年三月まで」に、「〇・九五六」を「〇・九六九」に、「〇・九五四」を「〇・九六七」に改める。

第十八条第一項第二号中「同法第四十三条の四又は」を「国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは」に改め、同条第五項中「平成二十六年四月から平成二十七年三月まで」を「平成二十七年四月から平成二十八年三月まで」に、「〇・九五六」を「〇・九六九」に、「〇・九五四」を「〇・九六七」に改める。

第十九条第一項中「同法第四十三条の四又は」を「国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは」に改め、同条第二項中「平成二十六年四月から平成二十七年三月まで」を「平成二十七年四月から平成二十八年三月まで」に、「〇・九五六」を「〇・九六九」に、「〇・九五四」を「〇・九六七」に改める。

第二十条第一項中「同法第四十三条の四又は」を「国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは」に改め、同条第二項中「平成二十六年四月から平成二十七年三月まで」を「平成二十七年四月から平成二十八年三月まで」に、「〇・九五六」を「〇・九六九」に、「〇・九五四」を「〇・九六七」に改める。

第二十一条第一項中「同法第四十三条の四又は」を「国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは」に改め、同条第二項中「平成二十六年四月から平成二十七年三月まで」を「平成二十七年四月から平成二十八年三月まで」に、「〇・九五六」を「〇・九六九」に、「〇・九五四」を「〇・九六七」に改める。

第二十二条第一項中「同法第四十三条の四又は」を「国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは」に改め、同条第二項中「平成二十六年四月から平成二十七年三月まで」を「平成二十七年四月から平成二十八年三月まで」に、「〇・九五六」を「〇・九六九」に、「〇・九五四」を「〇・九六七」に改める。

第二十三条第一項中「同法第四十三条の四又は」を「国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは」に改め、同条第二項中「平成二十六年四月から平成二十七年三月まで」を「平成二十七年四月から平成二十八年三月まで」に、「〇・九五六」を「〇・九六九」に、「〇・九五四」を「〇・九六七」に改める。

第二十四条第一項中「同法第四十三条の四又は」を「国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは」に改め、同条第二項中「平成二十六年四月から平成二十七年三月まで」を「平成二十七年四月から平成二十八年三月まで」に、「〇・九五六」を「〇・九六九」に、「〇・九五四」を「〇・九六七」に改める。

第二十五条第一項中「同法第四十三条の四又は」を「国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは」に改め、同条第二項中「平成二十六年四月から平成二十七年三月まで」を「平成二十七年四月から平成二十八年三月まで」に、「〇・九五六」を「〇・九六九」に、「〇・九五四」を「〇・九六七」に改める。

第二十六条第一項中「同法第四十三条の四又は」を「国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは」に改め、同条第二項中「平成二十六年四月から平成二十七年三月まで」を「平成二十七年四月から平成二十八年三月まで」に、「〇・九五六」を「〇・九六九」に、「〇・九五四」を「〇・九六七」に改める。

第二十七条第一項中「同法第四十三条の四又は」を「国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは」に改め、同条第二項中「平成二十六年四月から平成二十七年三月まで」を「平成二十七年四月から平成二十八年三月まで」に、「〇・九五六」を「〇・九六九」に、「〇・九五四」を「〇・九六七」に改める。

第二十八条第一項中「同法第四十三条の四又は」を「国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは」に改め、同条第二項中「平成二十六年四月から平成二十七年三月まで」を「平成二十七年四月から平成二十八年三月まで」に、「〇・九五六」を「〇・九六九」に、「〇・九五四」を「〇・九六七」に改める。

第二十九条第一項中「同法第四十三条の四又は」を「国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは」に改め、同条第二項中「平成二十六年四月から平成二十七年三月まで」を「平成二十七年四月から平成二十八年三月まで」に、「〇・九五六」を「〇・九六九」に、「〇・九五四」を「〇・九六七」に改める。

第三十条第一項中「同法第四十三条の四又は」を「国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは」に改め、同条第二項中「平成二十六年四月から平成二十七年三月まで」を「平成二十七年四月から平成二十八年三月まで」に、「〇・九五六」を「〇・九六九」に、「〇・九五四」を「〇・九六七」に改める。

第三十一条第一項中「同法第四十三条の四又は」を「国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは」に改め、同条第二項中「平成二十六年四月から平成二十七年三月まで」を「平成二十七年四月から平成二十八年三月まで」に、「〇・九五六」を「〇・九六九」に、「〇・九五四」を「〇・九六七」に改める。

第三十二条第一項中「同法第四十三条の四又は」を「国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは」に改め、同条第二項中「平成二十六年四月から平成二十七年三月まで」を「平成二十七年四月から平成二十八年三月まで」に、「〇・九五六」を「〇・九六九」に、「〇・九五四」を「〇・九六七」に改める。

第三十三条第一項中「同法第四十三条の四又は」を「国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは」に改め、同条第二項中「平成二十六年四月から平成二十七年三月まで」を「平成二十七年四月から平成二十八年三月まで」に、「〇・九五六」を「〇・九六九」に、「〇・九五四」を「〇・九六七」に改める。

第三十四条第一項中「同法第四十三条の四又は」を「国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは」に改め、同条第二項中「平成二十六年四月から平成二十七年三月まで」を「平成二十七年四月から平成二十八年三月まで」に、「〇・九五六」を「〇・九六九」に、「〇・九五四」を「〇・九六七」に改める。

第三十五条第一項中「同法第四十三条の四又は」を「国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは」に改め、同条第二項中「平成二十六年四月から平成二十七年三月まで」を「平成二十七年四月から平成二十八年三月まで」に、「〇・九五六」を「〇・九六九」に、「〇・九五四」を「〇・九六七」に改める。

第三十六条第一項中「同法第四十三条の四又は」を「国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは」に改め、同条第二項中「平成二十六年四月から平成二十七年三月まで」を「平成二十七年四月から平成二十八年三月まで」に、「〇・九五六」を「〇・九六九」に、「〇・九五四」を「〇・九六七」に改める。

第三十七条第一項中「同法第四十三条の四又は」を「国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは」に改め、同条第二項中「平成二十六年四月から平成二十七年三月まで」を「平成二十七年四月から平成二十八年三月まで」に、「〇・九五六」を「〇・九六九」に、「〇・九五四」を「〇・九六七」に改める。

第三十八条第一項中「同法第四十三条の四又は」を「国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは」に改め、同条第二項中「平成二十六年四月から平成二十七年三月まで」を「平成二十七年四月から平成二十八年三月まで」に、「〇・九五六」を「〇・九六九」に、「〇・九五四」を「〇・九六七」に改める。

第三十九条第一項中「同法第四十三条の四又は」を「国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは」に改め、同条第二項中「平成二十六年四月から平成二十七年三月まで」を「平成二十七年四月から平成二十八年三月まで」に、「〇・九五六」を「〇・九六九」に、「〇・九五四」を「〇・九六七」に改める。

第四十条第一項中「同法第四十三条の四又は」を「国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは」に改め、同条第二項中「平成二十六年四月から平成二十七年三月まで」を「平成二十七年四月から平成二十八年三月まで」に、「〇・九五六」を「〇・九六九」に、「〇・九五四」を「〇・九六七」に改める。

第四十一条第一項中「同法第四十三条の四又は」を「国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは」に改め、同条第二項中「平成二十六年四月から平成二十七年三月まで」を「平成二十七年四月から平成二十八年三月まで」に、「〇・九五六」を「〇・九六九」に、「〇・九五四」を「〇・九六七」に改める。

第四十二条第一項中「同法第四十三条の四又は」を「国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは」に改め、同条第二項中「平成二十六年四月から平成二十七年三月まで」を「平成二十七年四月から平成二十八年三月まで」に、「〇・九五六」を「〇・九六九」に、「〇・九五四」を「〇・九六七」に改める。

第四十三条第一項中「同法第四十三条の四又は」を「国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは」に改め、同条第二項中「平成二十六年四月から平成二十七年三月まで」を「平成二十七年四月から平成二十八年三月まで」に、「〇・九五六」を「〇・九六九」に、「〇・九五四」を「〇・九六七」に改める。

第四十四条第一項中「同法第四十三条の四又は」を「国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは」に改め、同条第二項中「平成二十六年四月から平成二十七年三月まで」を「平成二十七年四月から平成二十八年三月まで」に、「〇・九五六」を「〇・九六九」に、「〇・九五四」を「〇・九六七」に改める。

第四十五条第一項中「同法第四十三条の四又は」を「国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは」に改め、同条第二項中「平成二十六年四月から平成二十七年三月まで」を「平成二十七年四月から平成二十八年三月まで」に、「〇・九五六」を「〇・九六九」に、「〇・九五四」を「〇・九六七」に改める。

第四十六条第一項中「同法第四十三条の四又は」を「国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは」に改め、同条第二項中「平成二十六年四月から平成二十七年三月まで」を「平成二十七年四月から平成二十八年三月まで」に、「〇・九五六」を「〇・九六九」に、「〇・九五四」を「〇・九六七」に改める。

第四十七条第一項中「同法第四十三条の四又は」を「国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは」に改め、同条第二項中「平成二十六年四月から平成二十七年三月まで」を「平成二十七年四月から平成二十八年三月まで」に、「〇・九五六」を「〇・九六九」に、「〇・九五四」を「〇・九六七」に改める。

第四十八条第一項中「同法第四十三条の四又は」を「国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは」に改め、同条第二項中「平成二十六年四月から平成二十七年三月まで」を「平成二十七年四月から平成二十八年三月まで」に、「〇・九五六」を「〇・九六九」に、「〇・九五四」を「〇・九六七」に改める。

第四十九条第一項中「同法第四十三条の四又は」を「国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは」に改め、同条第二項中「平成二十六年四月から平成二十七年三月まで」を「平成二十七年四月から平成二十八年三月まで」に、「〇・九五六」を「〇・九六九」に、「〇・九五四」を「〇・九六七」に改める。

第五十条第一項中「同法第四十三条の四又は」を「国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは」に改め、同条第二項中「平成二十六年四月から平成二十七年三月まで」を「平成二十七年四月から平成二十八年三月まで」に、「〇・九五六」を「〇・九六九」に、「〇・九五四」を「〇・九六七」に改める。

第五十一条第一項中「同法第四十三条の四又は」を「国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは」に改め、同条第二項中「平成二十六年四月から平成二十七年三月まで」を「平成二十七年四月から平成二十八年三月まで」に、「〇・九五六」を「〇・九六九」に、「〇・九五四」を「〇・九六七」に改める。

第五十二条第一項中「同法第四十三条の四又は」を「国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは」に改め、同条第二項中「平成二十六年四月から平成二十七年三月まで」を「平成二十七年四月から平成二十八年三月まで」に、「〇・九五六」を「〇・九六九」に、「〇・九五四」を「〇・九六七」に改める。

第五十三条第一項中「同法第四十三条の四又は」を「国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは」に改め、同条第二項中「平成二十六年四月から平成二十七年三月まで」を「平成二十七年四月から平成二十八年三月まで」に、「〇・九五六」を「〇・九六九」に、「〇・九五四」を「〇・九六七」に改める。

第五十四条第一項中「同法第四十三条の四又は」を「国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは」に改め、同条第二項中「平成二十六年四月から平成二十七年三月まで」を「平成二十七年四月から平成二十八年三月まで」に、「〇・九五六」を「〇・九六九」に、「〇・九五四」を「〇・九六七」に改める。

第五十五条第一項中「同法第四十三条の四又は」を「国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは」に改め、同条第二項中「平成二十六年四月から平成二十七年三月まで」を「平成二十七年四月から平成二十八年三月まで」に、「〇・九五六」を「〇・九六九」に、「〇・九五四」を「〇・九六七」に改める。

第五十六条第一項中「同法第四十三条の四又は」を「国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは」に改め、同条第二項中「平成二十六年四月から平成二十七年三月まで」を「平成二十七年四月から平成二十八年三月まで」に、「〇・九五六」を「〇・九六九」に、「〇・九五四」を「〇・九六七」に改める。

第五十七条第一項中「同法第四十三条の四又は」を「国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは」に改め、同条第二項中「平成二十六年四月から平成二十七年三月まで」を「平成二十七年四月から平成二十八年三月まで」に、「〇・九五六」を「〇・九六九」に、「〇・九五四」を「〇・九六七」に改める。

第五十八条第一項中「同法第四十三条の四又は」を「国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは」に改め、同条第二項中「平成二十六年四月から平成二十七年三月まで」を「平成二十七年四月から平成二十八年三月まで」に、「〇・九五六」を「〇・九六九」に、「〇・九五四」を「〇・九六七」に改める。

第五十九条第一項中「同法第四十三条の四又は」を「国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは」に改め、同条第二項中「平成二十六年四月から平成二十七年三月まで」を「平成二十七年四月から平成二十八年三月まで」に、「〇・九五六」を「〇・九六九」に、「〇・九五四」を「〇・九六七」に改める。

第六十条第一項中「同法第四十三条の四又は」を「国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは」に改め、同条第二項中「平成二十六年四月から平成二十七年三月まで」を「平成二十七年四月から平成二十八年三月まで」に、「〇・九五六」を「〇・九六九」に、「〇・九五四」を「〇・九六七」に改める。

第六十一条第一項中「同法第四十三条の四又は」を「国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは」に改め、同条第二項中「平成二十六年四月から平成二十七年三月まで」を「平成二十七年四月から平成二十八年三月まで」に、「〇・九五六」を「〇・九六九」に、「〇・九五四」を「〇・九六七」に改める。

第六十二条第一項中「同法第四十三条の四又は」を「国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは」に改め、同条第二項中「平成二十六年四月から平成二十七年三月まで」を「平成二十七年四月から平成二十八年三月まで」に、「〇・九五六」を「〇・九六九」に、「〇・九五四」を「〇・九六七」に改める。

第六十三条第一項中「同法第四十三条の四又は」を「国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは」に改め、同条第二項中「平成二十六年四月から平成二十七年三月まで」を「平成二十七年四月から平成二十八年三月まで」に、「〇・九五六」を「〇・九六九」に、「〇・九五四」を「〇・九六七」に改める。

第六十四条第一項中「同法第四十三条の四又は」を「国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは」に改め、同条第二項中「平成二十六年四月から平成二十七年三月まで」を「平成二十七年四月から平成二十八年三月まで」に、「〇・九五六」を「〇・九六九」に、「〇・九五四」を「〇・九六七」に改める。

第六十五条第一項中「同法第四十三条の四又は」を「国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは」に改め、同条第二項中「平成二十六年四月から平成二十七年三月まで」を「平成二十七年四月から平成二十八年三月まで」に、「〇・九五六」を「〇・九六九」に、「〇・九五四」を「〇・九六七」に改める。

第六十六条第一項中「同法第四十三条の四又は」を「国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは」に改め、同条第二項中「平成二十六年四月から平成二十七年三月まで」を「平成二十七年四月から平成二十八年三月まで」に、「〇・九五六」を「〇・九六九」に、「〇・九五四」を「〇・九六七」に改める。

第六十七条第一項中「同法第四十三条の四又は」を「国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは」に改め、同条第二項中「平成二十六年四月から平成二十七年三月まで」を「平成二十七年四月から平成二十八年三月まで」に、「〇・九五六」を「〇・九六九」に、「〇・九五四」を「〇・九六七」に改める。

第六十八条第一項中「同法第四十三条の四又は」を「国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは」に改め、同条第二項中「平成二十六年四月から平成二十七年三月まで」を「平成二十七年四月から平成二十八年三月まで」に、「〇・九五六」を「〇・九六九」に、「〇・九五四」を「〇・九六七」に改める。

第六十九条第一項中「同法第四十三条の四又は」を「国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは」に改め、同条第二項中「平成二十六年四月から平成二十七年三月まで」を「平成二十七年四月から平成二十八年三月まで」に、「〇・九五六」を「〇・九六九」に、「〇・九五四」を「〇・九六七」に改める。

第七十条第一項中「同法第四十三条の四又は」を「国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは」に改め、同条第二項中「平成二十六年四月から平成二十七年三月まで」を「平成二十七年四月から平成二十八年三月まで」に、「〇・九五六」を「〇・九六九」に、「〇・九五四」を「〇・九六七」に改める。

第七十一条第一項中「同法第四十三条の四又は」を「国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは」に改め、同条第二項中「平成二十六年四月から平成二十七年三月まで」を「平成二十七年四月から平成二十八年三月まで」に、「〇・九五六」を「〇・九六九」に、「〇・九五四」を「〇・九六七」に改める。

第七十二条第一項中「同法第四十三条の四又は」を「国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは」に改め、同条第二項中「平成二十六年四月から平成二十七年三月まで」を「平成二十七年四月から平成二十八年三月まで」に、「〇・九五六」を「〇・九六九」に、「〇・九五四」を「〇・九六七」に改める。

第七十三条第一項中「同法第四十三条の四又は」を「国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは」に改め、同条第二項中「平成二十六年四月から平成二十七年三月まで」を「平成二十七年四月から平成二十八年三月まで」に、「〇・九五六」を「〇・九六九」に、「〇・九五四」を「〇・九六七」に改める。

第七十四条第一項中「同法第四十三条の四又は」を「国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは」に改め、同条第二項中「平成二十六年四月から平成二十七年三月まで」を「平成二十七年四月から平成二十八年三月まで」に、「〇・九五六」を「〇・九六九」に、「〇・九五四」を「〇・九六七」に改める。

第七十五条第一項中「同法第四十三条の四又は」を「国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは」に改め、同条第二項中「平成二十六年四月から平成二十七年三月まで」を「平成二十七年四月から平成二十八年三月まで」に、「〇・九五六」を「〇・九六九」に、「〇・九五四」を「〇・九六七」に改める。

第七十六条第一項中「同法第四十三条の四又は」を「国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは」に改め、同条第二項中「平成二十六年四月から平成二十七年三月まで」を「平成二十七年四月から平成二十八年三月まで」に、「〇・九五六」を「〇・九六九」に、「〇・九五四」を「〇・九六七」に改める。

第七十七条第一項中「同法第四十三条の四又は」を「国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは」に改め、同条第二項中「平成二十六年四月から平成二十七年三月まで」を「平成二十七年四月から平成二十八年三月まで」に、「〇・九五六」を「〇・九六九」に、「〇・九五四」を「〇・九六七」に改める。

第七十八条第一項中「同法第四十三条の四又は」を「国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは」に改め、同条第二項中「平成二十六年四月から平成二十七年三月まで」を「平成二十七年四月から平成二十八年三月まで」に、「〇・九五六」を「〇・九六九」に、「〇・九五四」を「〇・九六七」に改める。

第七十九条第一項中「同法第四十三条の四又は」を「国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは」に改め、同条第二項中「平成二十六年四月から平成二十七年三月まで」を「平成二十七年四月から平成二十八年三月まで」に、「〇・九五六」を「〇・九六九」に、「〇・九五四」を「〇・九六七」に改める。

第八十条第一項中「同法第四十三条の四又は」を「国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは」に改め、同条第二項中「平成二十六年四月から平成二十七年三月まで」を「平成二十七年四月から平成二十八年三月まで」に、「〇・九五六」を「〇・九六九」に、「〇・九五四」を「〇・九六七」に改める。

第八十一条第一項中「同法第四十三条の四又は」を「国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは」に改め、同条第二項中「平成二十六年四月から平成二十七年三月まで」を「平成二十七年四月から平成二十八年三月まで」に、「〇・九五六」を「〇・九六九」に、「〇・九五四」を「〇・九六七」に改める。

第八十二条第一項中「同法第四十三条の四又は」を「国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは」に改め、同条第二項中「平成二十六年四月から平成二十七年三月まで」を「平成二十七年四月から平成二十八年三月まで」に、「〇・九五六」を「〇・九六九」に、「〇・九五四」を「〇・九六七」に改める。

第八十三条第一項中「同法第四十三条の四又は」を「国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは」に改め、同条第二項中「平成二十六年四月から平成二十七年三月まで」を「平成二十七年四月から平成二十八年三月まで」に、「〇・九五六」を「〇・九六九」に、「〇・九五四」を「〇・九六七」に改める。

第八十四条第一項中「同法第四十三条の四又は」を「国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは」に改め、同条第二項中「平成二十六年四月から平成二十七年三月まで」を「平成二十七年四月から平成二十八年三月まで」に、「〇・九五六」を「〇・九六九」に、「〇・九五四」を「〇・九六七」に改める。

第八十五条第一項中「同法第四十三条の四又は」を「国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは」に改め、同条第二項中「平成二十六年四月から平成二十七年三月まで」を「平成二十七年四月から平成二十八年三月まで」に、「〇・九五六」を「〇・九六九」に、「〇・九五四」を「〇・九六七」に改める。

第八十六条第一項中「同法第四十三条の四又は」を「国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは」に改め、同条第二項中「平成二十六年四月から平成二十七年三月まで」を「平成二十七年四月から平成二十八年三月まで」に、「〇・九五六」を「〇・九六九」に、「〇・九五四」を「〇・九六七」に改める。

第八十七条第一項中「同法第四十三条の四又は」を「国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは」に改め、同条第二項中「平成二十六年四月から平成二十七年三月まで」を「平成二十七年四月から平成二十八年三月まで」に、「〇・九五六」を「〇・九六九」に、「〇・九五四」を「〇・九六七」に改める。

第八十八条第一項中「同法第四十三条の四又は」を「国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは」に改め、同条第二項中「平成二十六年四月から平成二十七年三月まで」を「平成二十七年四月から平成二十八年三月まで」に、「〇・九五六」を「〇・九六九」に、「〇・九五四」を「〇・九六七」に改める。

第八十九条第一項中「同法第四十三条の四又は」を「国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは」に改め、同条第二項中「平成二十六年四月から平成二十七年三月まで」を「平成二十七年四月から平成二十八年三月まで」に、「〇・九五六」を「〇・九六九」に、「〇・九五四」を「〇・九六七」に改める。

第九十条第一項中「同法第四十三条の四又は」を「国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは」に改め、同条第二項中「平成二十六年四月から平成二十七年三月まで」を「平成二十七年四月から平成二十八年三月まで」に、「〇・九五六」を「〇・九六九」に、「〇・九五四」を「〇・九六七」に改める。

第九十一条第一項中「同法第四十三条の四又は」を「国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは」に改め、同条第二項中「平成二十六年四月から平成二十七年三月まで」を「平成二十七年四月から平成二十八年三月まで」に、「〇・九五六」を「〇・九六九」に、「〇・九五四」を「〇・九六七」に改める。

第九十二条第一項中「同法第四十三条の四又は」を「国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは」に改め、同条第二項中「平成二十六年四月から平成二十七年三月まで」を「平成二十七年四月から平成二十八年三月まで」に、「〇・九五六」を「〇・九六九」に、「〇・九五四」を「〇・九六七」に改める。

第九十三条第一項中「同法第四十三条の四又は」を「国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは」に改め、同条第二項中「平成二十六年四月から平成二十七年三月まで」を「平成二十七年四月から平成二十八年三月まで」に、「〇・九五六」を「〇・九六九」に、「〇・九五四」を「〇・九六七」に改める。

第九十四条第一項中「同法第四十三条の四又は」を「国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは」に改め、同条第二項中「平成二十六年四月から平成二十七年三月まで」を「平成二十七年四月から平成二十八年三月まで」に、「〇・九五六」を「〇・九六九」に、「〇・九五四」を「〇・九六七」に改める。

第九十五条第一項中「同法第四十三条の四又は」を「国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは」に改め、同条第二項中「平成二十六年四月から平成二十七年三月まで」を「平成二十七年四月から平成二十八年三月まで」に、「〇・九五六」を「〇・九六九」に、「〇・九五四」を「〇・九六七」に改める。

第九十六条第一項中「同法第四十三条の四又は」を「国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは」に改め、同条第二項中「平成二十六年四月から平成二十七年三月まで」を「平成二十七年四月から平成二十八年三月まで」に、「〇・九五六」を「〇・九六九」に、「〇・九五四」を「〇・九六七」に改める。

第九十七条第一項中「同法第四十三条の四又は」を「国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは」に改め、同条第二項中「平成二十六年四月から平成二十七年三月まで」を「平成二十七年四月から平成二十八年三月まで」に、「〇・九五六」を「〇・九六九」に、「〇・九五四」を「〇・九六七」に改める。

第九十八条第一項中「同法第四十三条の四又は」を「国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは」に改め、同条第二項中「平成二十六年四月から平成二十七年三月まで」を「平成二十七年四月から平成二十八年三月まで」に、「〇・九五六」を「〇・九六九」に、「〇・九五四」を「〇・九六七」に改める。

第九十九条第一項中「同法第四十三条の四又は」を「国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは」に改め、同条第二項中「平成二十六年四月から平成二十七年三月まで」を「平成二十七年四月から平成二十八年三月まで」に、「〇・九五六」を「〇・九六九」に、「〇・九五四」を「〇・九六七」に改める。

第百条第一項中「同法第四十三条の四又は」を「国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは」に改め、同条第二項中「平成二十六年四月から平成二十七年三月まで」を「平成二十七年四月から平成二十八年三月まで」に、「〇・九五六」を「〇・九六九」に、「〇・九五四」を「〇・九六七」に改める。

第百一条第一項中「同法第四十三条の四又は」を「国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは」に改め、同条第二項中「平成二十六年四月から平成二十七年三月まで」を「平成二十七年四月から平成二十八年三月まで」に、「〇・九五六」を「〇・九六九」に、「〇・九五四」を「〇・九六七」に改める。

第百二条第一項中「同法第四十三条の四又は」を「国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは」に改め、同条第二項中「平成二十六年四月から平成二十七年三月まで」を「平成二十七年四月から平成二十八年三月まで」に、「〇・九五六」を「〇・九六九」に、「〇・九五四」を「〇・九六七」に改める。

第百三条第一項中「同法第四十三条の四又は」を「国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは」に改め、同条第二項中「平成二十六年四月から平成二十七年三月まで」を「平成二十七年四月から平成二十八年三月まで」に、「〇・九五六」を「〇・九六九」に、「〇・九五四」を「〇・九六七」に改める。

第百四条第一項中